

契約の無効・不存在と義務履行地管轄

長 田 真 里^{*}

目 次

- 一 はじめに
- 二 我が国における議論状況
- 三 ヨーロッパでの議論
- 四 我が国への示唆
- 五 おわりに

一 はじめに

平成23年6月、民事訴訟法改正法案が国会で成立し、平成24年4月1日から施行されることとなった。この改正により、日本においてもようやく国際裁判管轄に関する全般的な規律が明文で置かれることとなった。財産法分野での管轄ルール¹⁾の透明性は飛躍的に増すであろう。その一方、明確になったがために逆に解釈問題を生じる問題もあるように思われる。今回の改正法においては、いわゆる義務履行地管轄につき、「契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得にかかる請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え」について、「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき」に日本の国際裁判管轄権を認めるとの規定となった¹⁾。このよう

^{*} ながた・まり 大阪大学大学院法学研究科准教授

1) 改正民事訴訟法3条の3第1号。

に、管轄が発生する局面を限定したことにより、どの範囲の請求までが義務履行地管轄の対象となるのかを検討する必要が生じることになる。例えば、契約の一方当事者が契約の無効を主張して、契約上の債務不存在確認訴訟を提起している場合や、契約の無効や不存在を理由として、不当利得返還請求訴訟を提起する場合、新民事訴訟法3条の3第1号に定める義務履行地管轄が認められるのだろうか。本稿においては、このように、契約の無効が争われている場合や、不存在を前提とした請求につき義務履行地管轄を認めるべきか、という問題につき、EU司法裁判所の判例やイギリス、フランスの判例を基に検討を加え、一定の示唆を得たい。

二 我が国における議論状況

従来、我が国において義務履行地管轄は、民事訴訟法5条1号で、財産権上の訴えにつき義務履行地の管轄を認める、と規定されるのみであった。このように適用範囲が広範であったため、国際的な局面においていかなる請求が義務履行地管轄の対象となるか、という点よりも、いかなる請求が義務履行地管轄の対象から外されるべきか、という方向からの議論が主流であった²⁾。つまり、従来の議論では、義務履行地の発生を契約関係事件に限る(=不法行為事件においては認めない)とすることについて議論はされていたが、「契約関係事件」とはいかなる事件を指すのかについての議論は十分尽くされてきたとはいえないように思われる。以下では、まず、契約の不存在が争点となった事件について判例を概観し、次いで学説の議論状況を概観する。

2) 中野俊一郎「義務履行地の国際裁判管轄」国際私法年報10号24頁以下、池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一=三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座7 国際民事訴訟・会社訴訟』(日本評論社・1982年)、高橋宏志「国際裁判管轄」澤木敬郎=青山善充編『国際民事訴訟法の理論』(有斐閣・1987年)60頁、渡辺惺之=長田真里「義務履行地の管轄権」高桑昭=道垣内正人編『国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院・2002年)74頁以下など参照。

1 判 例

日本で、契約の無効や不存在が争われている事件で、義務履行地管轄が問題となった事例は数件公表されている。その内訳としては、契約の不存在を理由としてその契約上の義務履行地管轄を認めなかったもの（大阪地判平成4年1月24日判タ804号179頁）、義務履行地の基となる債務について、その債務を発生させる行為ないしは契約があったことにつき客観的事実関係が証明されていないとして管轄を否定したもの（東京地判平成16年10月25日判タ1185号310頁、東京地判平成21年11月17日判タ1321号267頁）の二つのタイプに分けることができる。以下判決を簡単に紹介する。

大阪地判平成4年1月24日判タ804号179頁

日本法人である訴外Aと韓国法人Yとの間で、韓国における共同事業が計画され、Aの有する機械をYに譲渡することとなった。譲渡には多額の関税がかかることが分かったため、Aが機械を日本法人であるリース会社Xにいったん譲渡し、YはXから機械を借り受けるという形をとることになった。そのため、貸主をX、借主をY、連帯保証人をAとする機械の賃貸借契約書が作成された（契約書には、本契約に関し争いが生じた場合には、日本国内の地方裁判所又は簡易裁判所を持って管轄裁判所とする旨の合意管轄条項が含まれていた）。その後XがYに対して当該賃貸借契約の期間が満了したとして、当該機械の引渡を求め、大阪地裁に訴え提起した。Yはそもそも賃貸借契約は存在しておらず、当該機械はAからYに譲渡されたものであるため、日本に管轄はなく、訴えは却下されるべきであると主張した。

裁判所は以下のように述べて、義務履行地管轄を否定した。

「右認定事実によれば、本件機械の賃貸借契約に際して、本契約に関し争いが生じた場合には、日本国内の地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする旨の合意管轄の記載のある契約書……は、実際はAがYに本件機械を譲渡するものであるが、そうすると韓国内に持ち込む際に多額の関税がかかるので、これを免れるため、形式上、AがXに譲渡する形に

し、YがXから本件機械を借り受けるという形にするために作成された内容虚偽のものであるから、右記載内容はYを拘束せず、合意管轄の存在は認められない。」「弁論の全趣旨によれば、Xは、日本に住所を有していることが認められるから、民事訴訟法五条の義務履行地の裁判籍が認められる余地があるが、前記認定のとおり、XY間に本件機械についての賃貸借契約の存在が認められない以上、右賃貸借契約の義務履行地を基準にして裁判管轄を決めるのは、当事者間の公平の見地から相当ではなく、本訴においては民事訴訟法五条に準拠して我国に裁判管轄権を認めるべきではない。」

東京地判平成16年10月25日判タ1185号310頁

日本法人Xは、日本法人Aに対して、5億円の融資を行い、Xの主張によれば、韓国法人Yは当該融資について連帯保証する旨を約束した。Aからの返済がなかったため、Xは、Aに対して貸金返還請求訴訟、Yに対して当該連帯保証契約に基づく保証債務の履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。これに対して、Yは、そもそも連帯保証契約をしておらず、義務履行地管轄は発生しないこと、また主観的併合も発生し得ないことを主張して、日本の国際裁判管轄を争ったため、弁論が分離されたのが本件である。

裁判所は以下のように述べ、契約の存在が立証されていないため義務履行地管轄が認められないとした。

「Xは、XとYとの間に本件保証が成立しており、本件保証の主債務の裁判籍は東京にあるから、義務履行地としての我が国の国際裁判管轄を肯定すべきであると主張する。

本件保証の成立のように管轄原因を基礎づける事実について、本案と同程度の証明を要求すると、訴訟要件たる管轄の有無の判断が本案審理を行う論理的前提であるという訴訟制度の基本構造に反することになるが、一方、原告の主張のみによって管轄原因事実を認めるのでは、我が国との間に何らの法的関連が存在しない事件についてまで被告に我が国での応訴を

強い場合が生じることになって不当である。

そこで、原告が、主債務の裁判籍が我が国にあるとの前提で、我が国に住所等を有しない被告に対して、保証の成立を管轄原因事実として主張する場合、我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が保証行為を行ったとの客観的事実関係が証明されることが必要であると解するのが相当である。この事実関係が存在すれば、通常、被告を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点から見ても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるということができるからである。

これを本件についてみると、Xが本件保証の根拠とする本件書面……には、YがXに対して、本件債務を保証する趣旨の記載はないものといわざるをえない。本件書面は、……単なるビジネスレターの一種とみるほかないものである。そして、本件書面以外に本件保証の成立を裏付ける契約書等の書面も作成されておらず、Xも、本件書面のほかは、本件書面受取当時のX代表取締役Dの陳述書……を提出するにとどまっている。」「そうすると、Yが本件保証行為を行ったとの客観的事実関係が証明されたとは到底いえない。」「したがって、本件について、義務履行地の裁判籍に基づいて国際裁判管轄を肯定することはできない。」

東京地判平成21年11月17日判タ1321号267頁

日本法人Xは、精密機器等の製造販売を行っており、Yはコンピュータソフトウェアの製造販売を行うアメリカ合衆国カリフォルニア州法人である。XはYとの間で、Yが開発したソフトウェアのライセンスを受け契約を締結した。しかし、Xの主張によれば、当該契約は単なるライセンス契約ではなく、Yが当該ソフトウェアをXの要求する仕様に合致するようカスタマイズした上で、Xの津工場に納入するという内容のソフトウェア開発請負契約であった。Xは、Yから納入されたソフトウェアはXの要求する仕様を満たさない未完成なものであったとして、Yに対して、債務不履行による損害賠償を求めて、東京地方裁判所に訴えを提起した。

これに対して、Yは、そもそもソフトウェア開発請負契約はXY間では存在しておらず、日本の裁判管轄権は無いと主張した。

これに対して、裁判所は、以下のように述べて当該契約の存在が立証されていないため義務履行地管轄は認められないとした。

「原告は、原告と被告との間には本件請負契約が締結されており、その準拠法は日本法であり、本件請負契約の債務不履行に基づく損害賠償義務の履行地は債権者の住所であると解されるから、原告の本店所在地である東京が本件についての義務履行地となるとして、我が国の国際裁判管轄を肯定すべきであると主張する。

債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生原因事実である契約の締結のように、管轄原因を基礎付ける事実については、原告の主張のみによって管轄原因事実を認めるのでは、我が国との間に何らの法的関連が存在しない事件についてまで被告に我が国での応訴を強いる場合が生じることになって不当であるが、一方で、本案と同程度の証明を要求すると、訴訟要件である管轄の有無の判断が本案審理を行う論理的前提であるという訴訟制度の基本構造に反することになる。

そこで、契約の債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟について、民事訴訟法の義務履行地の裁判籍の規定(民事訴訟法5条1号)に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、原告と被告の間に当該債務の発生原因である契約が締結されたという客観的事実関係が証明されることが必要であると解するのが相当である。この事実関係が存在するなら、通常、被告を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるということが出来るからである……。

これを本件についてみると……本件ライセンス契約にとどまらず、……本件請負契約が締結されたとの客観的事実関係が証明されたとは到底いうことができない。

したがって、その余の点について検討するまでもなく、本件につき義務履行地の裁判籍に基づいて国際裁判管轄を肯定することはできないといわなければならない。」

以上の判例からは、契約の不存在が抗弁となっている場合、最高裁平成13年円谷プロ事件判決³⁾に則り、契約が締結されたとの客観的事実関係が証明されなければ義務履行地管轄は発生しない、契約の不存在が被告によって立証された場合には義務履行地管轄は発生しない、との帰結が導かれる。確かに、これらの判例は、事実上契約が存在であることが明らかである場合の処理や、どの程度の証明があれば足りるのかとの間には指針を与える。しかし、例えば、事実上は契約が存在していたものの法律上無効である場合の処理については、何ら解決を与えるものではない。

2 学 説

学説上もこの点に関する議論は尽くされていない状況であるといえる⁴⁾。改正民事訴訟法についての議論は、現時点では詳らかではないが、改正前の議論においては、判例と同様、管轄原因事実と訴訟原因事実が符合している場合の問題として、立証レベルについての議論は多くみられる⁵⁾ものの、契約の不存在や無効の主張等が義務履行地管轄に与える影響を正面から扱った議論はさほど多くない。

その中で、「契約関係でも、その成立を繞っての無効・取消、不存在確認等の請求については、履行地を国際的裁判管轄権の独立の基礎とする合理性は疑わしい」⁶⁾との指摘がある。しかし、この見解がいかなる理由か

3) 最高裁判所平成13年6月8日第二小法廷判決・民集55巻4号727頁。

4) 立法時の法制審議会での議論でも、この点についての議論は無かったようである。

5) 最判平成13年6月8日のいう客観的事実関係証明説が義務履行地管轄においても妥当とする見解として、古田啓昌・判批・私法判例リマークス42号137頁、義務履行地管轄にはなじまないとする見解として、酒井一・判批・平成17年度重要判例解説309頁、山田恒久・判批・ジュリ1315号212頁、中西康・判批・私法判例リマークス33号165頁、同・判批・平成22年度重要判例解説362頁。

6) 池原前掲注(2)26頁。

らこのような限定的な解釈をするのかは必ずしも明らかではない。また、義務履行地管轄の認められる場面を極めて制限的に解し、成立が問題となっている場合については、成立をめぐる紛争と履行をめぐる紛争を分けることは実務上困難であるとされることから義務履行地管轄を認めるとしつつ、金銭債務については履行が請求されている場合でも義務履行地管轄を認めず、消極的確認請求についても原告にそこまでの管轄権選択の幅をみとめるべきでないとして義務履行地管轄を認めないとする見解も主張されていた⁷⁾。他方、契約成立が争われている場合に義務履行地管轄を認めないとすることによって、被告が契約成立を争うだけで義務履行地管轄発生を阻止することができてしまい、原告の権利保護の実効性が失われるとして、契約自体の成立が争われる場合にも義務履行地管轄を認め、消極的確認訴訟についても契約に基因する紛争を包括的にカバーする裁判籍を設けるのが望ましいとする見解も存在する⁸⁾。

以上簡単に概観したように、これまで我が国において契約の無効や不存在が訴訟で争われていたり、訴訟の前提となっていたりする場合、義務履行地管轄が発生しうるのか、発生しないとすればどのような理由からか、といった議論はほとんど見られない。これは上述したように民事訴訟法5条1号を念頭においた議論が展開されていたことに起因するものであろう。しかし、改正民事訴訟法が、明文をもって、義務履行地管轄の対象を契約関係事件に限定したことに鑑みれば、今後改正民事訴訟法3条の3第1号の射程範囲にかかる議論が必要となろう。そこで、以下では、この点について判例や学説の議論の一定の蓄積がみられる、ヨーロッパにおける議論を簡単に紹介したい。

7) 道垣内正人「国際的裁判管轄権」新堂幸司・小島武司編『注釈民事訴訟法第1巻』(有斐閣・1991年)124-126頁。

8) 中野前掲注(2)25頁。

三 ヨーロッパでの議論

ヨーロッパにおいては、国際裁判管轄権に関するいわゆるブリュッセル条約⁹⁾ならびにブリュッセル I 規則¹⁰⁾ 5 条 1 項の解釈において、契約の不存在ないしは無効の場合に義務履行地管轄に基づく訴訟提起が認められるか否かが議論となってきた。

ブリュッセル条約は 5 条 1 項で「契約に関しては、争いとなる義務の履行がされたか、あるいはされるべき地の裁判所」に訴えを提起することをみとめていた。この条文は、そのままブリュッセル I 規則 5 条 1 項 a 号に引き継がれており、ブリュッセル条約時代の判例法はそのまま妥当する。ブリュッセル条約 / ブリュッセル I 規則の解釈上、契約関係事件か否かについては、いずれかの準拠法によることなく、条約・規則上、自律的な解釈によるべきとされている¹¹⁾。その上で、「5 条 1 項の特別裁判管轄規則の適用は、ある者が他者に対して任意に引き受けた法的義務が存在しており、かつ、原告の請求がそれに基づいていることが前提となる」とされる¹²⁾。

日本でもっとも問題となっている管轄事実の証明については、たとえばブリュッセル条約の改正条約の公式報告書の一つであるシュロッサー報告書では、以下のように説明されている。「裁判所は、管轄権が基礎とする事実の全てに完全に満足する場合にのみ管轄権を行使することが許される。仮に裁判所が満足しなければ、当事者に対して必要な証拠の提出を命じる

9) 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約

10) 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則 (EC) 44/2001

11) Martin Peters Bauunternehmung GmbH v Zuid Nederlandse Aanemers Vereniging, Case 34/82 [1983] ECR 987

12) Petra Engler v Janus Versand GmbH, C-27/02, [2005] ECR I-481, at para 51, Jacob Handte & Co. GmbH v Traitements Mécano-chimiques des surfaces SA, C-26/91, [1992] ECR I-1967, at para. 17.

ことができるし、またそうしなければならない。そしてその証拠の提出がなければ当該訴えを受理不能として却下しなければならない。この場合、裁判所は当事者の抗弁によらずに、職権で管轄権がないとの判断を下さなければならない。裁判所が自ら管轄権に関連する事実を調査する義務を負うのか、あるいは関係当事者に証明責任を負わすことができるのか、負わさなければならないのか、との点については、国内法により判断される」¹³⁾。

このシュロッサー報告書に基づき、EU 構成国はそれぞれ管轄事実の証明につき基準を設けているが、少なくともドイツ、フランス、イギリスでの解釈を見る限り、日本におけるように客観的事実関係の完全な証明を求める例はないように思われる。たとえば、ドイツでは、原告が契約の成立に付き有理性のある主張をしなければならないとされており¹⁴⁾、イギリスではある管轄事実に基づいて管轄を発生させるためには、原告は自分が根拠とする管轄権ルールに自らの請求が合致していることにつき有理性がある (good arguable case) ことを証明しなければならないとされる¹⁵⁾。こ

13) Peter Schlosser, "Report on the Convention on the Association of the Kingdom of Denmark, Ireland and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters and to the Protocol on its interpretation by the Court of Justice, signed at Luxembourg, 9 October 1978", OJ C 59/71, at para. 22.

14) Musielak/Stadler, ZPO, 6. Aufl. (2008) EuGVVO Artikel 5, Rn2, Raucher/Leible, EuZPR² (2006) Art 5 Brüssel I-VO Rn22.

15) ブリュッセル条約5条1号に関して, Tesam Distribution Ltd v Schuh mode Team GmbH [1990] I L Pr 149. ブリュッセル条約/ブリュッセルI規則5条についてではないが, 2条(被告住所地管轄)や6条(被告の側の主観的併合)に関連して有理性を基準とした判例として, Seaconsar Far East Ltd v Bank Markazi Jomhourī Islami Iran [1993] 4 All ER 456, [1994] 1 AC 438 などがある。また, ここでいう有理性 (good arguable case) の判断基準については, 単に争いとなる重大な争点 (serious issue to be tried) であることを証明するだけでは足りないとされるが (Canada Trust Co and others v Stolzenberg and others (No 2) - [1998] 1 All ER 318, Jonathan Hill, Adeline Chong, *International Commercial Disputes 4th ed.*, 2010, p. 88), 事実審で提出される証拠なしに判断しなければならない, という点において, 本案審理で要求される証明責任までは課さ

のような前提に立った上で、以下、契約の無効や不存在が争われている事件で、義務履行地管轄を認めうるか否かにつき、欧州司法裁判所の判例、ならびに構成国の判例としてイギリスとフランスの判例を紹介したのち、学説を概観する。

1 欧州司法裁判所 Effer SpA v. Hans-Joachim Kantner 判例¹⁶⁾

本判例の事実関係は以下の通りである。

Yは、クレーンを作っているイタリア法人である。Yはドイツで訴外A（ドイツ法人）を通じて自社のクレーンを販売していた。Yは新しい機械を作ったが、この機械の売買が他の特許を侵害していないか確認する必要があった。Yとの協議の結果、Aは特許弁理士（patent agent）であるXにこの件に関する調査を依頼した。その後Aが倒産し、XはYに対して報酬の支払いを求める訴えをドイツ裁判所に提起した。Yは、Xとの間での契約の存在を否定し、ドイツ裁判所には管轄権が無いと抗弁した。第1審はX勝訴の判決を下したため、Yは上訴し、上訴審はブリュッセル条約の解釈にかかる問題であるとして、欧州司法裁判所に以下の点に付き先決判断を求めた。

「当事者間で請求の下となっている契約の存在自体が争いとなっている場合でも、ブリュッセル条約5条1号に従って、義務履行地の裁判所の管轄を原告が援用することは可能か」

この先決判断の申立に対して、欧州司法裁判所は以下のように肯定的な解答を与えた。

れないとされる（Canada Trust Co and others v Stolzenberg and others (No 2) - [1998] 1 All ER 318, at 325 (Waller LJ 意見)）。

フランスにおいては、契約の存在につき重大な異議申し立てがないことを義務履行地管轄の適用条件としているようであるが、学説からは批判されている（Solus/Perrot, *Droit judiciaire privé, tomeII, La compétence*, 1973, no 277 et s., Henri Cosnard, *La compétence judiciaire en matière contractuelle*, in *Mélanges Hébraud*, 1981, p. 207 et s.）。

16) 38/81 [1982] ECR 825.

「条約の文言から、条約5条1号に規定されている場合には、加盟国裁判所に認められる契約に関する争いにつき判断を下す管轄権には、契約の構成要素それ自体の存在につき判断する権限も含まれることが明らかである。なぜなら、この権限は、加盟国の受訴裁判所が自らの管轄権の有無を判断するために必要不可欠なものだからである。さもなければ、条約5条1号の規定はその法的有効性を奪われることになりかねないからである。というのは、この場合には、5条1号に規定されているルールを覆すためには、一方当事者が契約は存在していないと主張すれば足りることになるからである。反対に、条約の目的と精神に照らして、当該条文は、契約から生じる紛争につき判断を下すために訴えが提起された裁判所は、関係当事者から、契約の存在ないしは不存在に関して提出された、十分かつ適切な証拠を考慮して、自らの管轄のために必要となる前提条件を審査することができるという意味に解釈されねばならない。」

この Effer 判決により、少なくとも契約の存在自体が争われている場合に、5条1号に基づく義務履行地管轄が否定されることはない、ということが確認された。この判決に対する学説の評価はおおむね肯定的なものである¹⁷⁾。しかし、残念ながら、Effer 判決以降、欧州司法裁判所で、契約の無効や不存在が問題となっている場合の義務履行地管轄援用の可否について先決判断が下されたことはなく、加盟国裁判所がそれぞれ独自の判断を下さざるを得ない状況にある。

そこで、この点に関して加盟国裁判所の下した判例として著名なイギリスおよびフランスの判例を概観する。

2 イギリス

() Kleinwort Benson Ltd. v Glasgow City Council

まず、とりあげるのは、1997年に貴族院判決が下した、Kleinwort 判決

17) RC 1982, 570 note H. Gaudemet-Tallon, JDI 1982, 473, note A. Huet, Hélène Gaudemet-Tallon, *Compétence et exécution des jugements en Europe*, 4e éd., p. 172.

である。この事件は、1982年にY（グラスゴー市議会）がX銀行（英国法人）との間で金利スワップ取引を開始したことに端を発する。その後、貴族院で当該取引が地方自治体の権限超越であるとの理由から無効確認判決が下され、XはYに対して、支払った金銭の不当利得に基づく返還を求めて、イングランド裁判所に訴えを提起した。Yはイングランド裁判所の管轄を争った¹⁸⁾。管轄権に関する主たる争点の一つは、既に裁判所により無効が確認された契約に基づく不当利得返還請求訴訟につき、ブリュッセル条約5条1号に定める契約の義務履行地管轄が発生するか否かであった。第1審裁判所は、既に無効が確認された契約に基づく不当利得返還請求は契約関係事件ではないとし、イングランド裁判所の管轄を否定したためXが控訴した。

控訴院判旨¹⁹⁾

控訴院では、以下のような理由から、2対1で、この訴えがブリュッセル条約5条1号にいう契約関係事件にあたるとした。

「一方当事者の契約締結権限がなかったために無効となった契約に従い支払われた金銭の返還を求める請求は、ブリュッセル条約5条1号にいう「契約に係る請求」にあたる。たしかに、ある請求が5条1号の適用範囲に入るか否かを決めるのに適切なアプローチは、条約の目的にてらして、被告が契約に係る事件において訴えられていると広く考えるべきか否かを問うことである。従って、当該請求が特定の国内法の下で契約上の問題であると性質決定されるかどうかを問題にするのは間違っている。このように考えると、5条1号にいう「契約」とは、一定の法的関係を構築し、法律上執行可能な合意を指し、そこには無効な契約も含まれる。一方、「争いとなる義務の履行地」との表現は、「仮に契約が有効であったな

18) 本件について、イングランド裁判所はブリュッセル条約の解釈問題があるとして、欧州司法裁判所に先決判断を求めたものの、欧州司法裁判所は連合王国国内の問題であり、管轄権無しと判断した。Case C-346/93, ECR 1995 I-615.

19) [1996] 2 All ER 257.

らば存在していたはずの義務について想定されていた履行地」を意味するものである。」

この多数意見に対して、レガット裁判官は概略以下のような反対意見を述べている。

「欧州司法裁判所がこれまでに下した全ての判決に照らして、いったん当事者間で契約の無効が確認されたなら、その契約はそもそも存在していなかったと考えられる。従って、不当利得返還請求を契約に関係する事件と考えることは不可能である。それ故、不当利得返還請求は5条1号の適用範囲外である。」

この控訴院の判決に対して、Yが上告し、貴族院では、3対2で控訴院の判決を覆し、当該請求が5条1号の適用範囲外であるとの判決が下された。

貴族院判旨²⁰⁾

多数意見²¹⁾は概略以下の通りである。

「ある請求が特定の契約上の債務に基づいており、その債務の履行地が裁判所の管轄域内に所在している場合に限り、その請求はブリュッセル条約5条1号の適用範囲に入る。しかしながら本件では、原告の請求は法律上存在していなかった契約に基づく返還請求であり、契約上の債務に基づくものではなく、不当利得法理に基づいた返還請求である。このような請求に関して条約5条が何らの明示の規定も置いていないこと、また、そのような規定の欠缺はそのような請求を被告の住所地以外のいずれかの管轄区域に結びつける要素が全く存在していないことが理由であることからすると、原告の請求は5条1号の適用範囲には入らない。」

これに対して、少数意見として Lord Nichols は以下のような理由から控訴院の判決を支持する²²⁾。

20) [1999] AC 153.

21) 多数意見の支持者は Lord Goff of Chieveley, Lord Clyde 及び Lord Hutton であった。

22) もう一人、少数意見を支持する Lord Mustill は、Lord Nicholls とまったく同意見であるとする。

「ブリュッセル条約5条1号は制限的に解釈されなければならないが、同時に条約の目的にかなった解釈もされなければならない。契約の存在に関する紛争は条約上契約関係事件であるとみなされるべきであり、契約が無効であるとした判決から生じた不当利得返還にかかる紛争も同様であるべきである。」

以上のように、Kleinwort 判例でイギリス貴族院は、かろうじての過半数で、契約の無効が裁判所で確認された後に、当事者の一方が提起した不当利得返還請求につき、義務履行地管轄が発生することを認めなかったのである。この点については、後にみるように学説からの批判が多い。

（ ） Boss Group Ltd v Boss France SA²³⁾

次に、取り上げる判例は、1996年に控訴院判決が下された Boss Group 判決である。この判決の事実の概要は以下の通りである。

1994年4月まで、A（英国法人）はフォークリフトトラックを製造販売するビジネスを展開していた。1967年に、Y（フランス法人）はA製品の輸入および販売を手がけるAのフランス子会社として設立され、フランスにおけるA製品の独占的販売店となった。1994年4月にAは破産、管財人はAの有していたYの株式をBに、Aの他の財産をXに売却した。なお、XはフランスにYとは別の販売店Cを有するドイツ法人Dが所有する英国法人である。1994年6月にXはYに対して、両社間のすべての合意を終結する旨通知した。その後、XはYに対していかなる引渡しも行わないばかりか、Yの代わりにDのフランス販売店であるCを使い始めたことが明らかとなった。

Yは、このことはAとの間で締結したフランスにおける独占販売店合意に反しており、この合意はXも拘束するとして、1994年7月に、XとCを相手取り、フランスで仮処分を求める裁判を提起した。フランスの1審では、CがXの部品販売者として活動することを禁止し、Xに対してYへの

23) [1996] 4 All ER 970.

供給を続けるよう命じる決定が下された。

Xは控訴し、フランスの控訴審では1994年6月22日以前になされた注文に関する点以外について1審判決が覆された。

1994年9月28日(これはフランスでの控訴よりも前である)、XはYに対してイギリス裁判所の令状を送達し、XY間に契約関係がないこと、問題とされる契約上の義務をXはYに対して有していないこと等の確認を求めた。Yはこれに対して、不存在確認訴訟は法廷地あさりであり、イングランドの裁判所には管轄が無く、あるいは少なくともこの手続を中止すべきであると抗弁した。

これに対して、1審裁判所は、訴えを却下したため、Xが控訴し、控訴院は以下のような判断を下した。

「原告が何らの契約も存在していなかったと主張することはブリュッセル条約5条1号の下での管轄を請求することに何らの回答を与えるものではない。なぜなら、5条1号に言う契約という言葉は、契約の存在が問題となり得ないか問題とされていない場合のみを含むものと解釈されることはできず、この条文は契約の履行を求めるか不履行の賠償を得る請求のみに限定しておらず、契約に関する事項一般について言及しているからである。しかし、裁判所に対して当事者間で問題となっている契約に関係しているということにつき有理性があるということについて裁判所を満足させるのは原告の義務である。」

ブリュッセル条約5条1項「は、当事者が争いとなる義務の履行地裁判所に契約に係る事件で訴えられることを認めている。本件での訴えられる当事者は被告企業である。当該当事者が契約が存在しており、原告がそれを破棄したと主張するのは全く論理的ではなく間違っていると思われる(このような主張を被告はフランスでしており、フランスでは被告は5条1項を根拠として管轄を主張しているのに対して、当裁判所では反対に5条1項の適用を避けるために反対のことを主張している)。本件のような場合、原告は被告が争っている事実に基づき、契約に関係していること

を有理性をもって主張していると思われる。」

このように、Boss 判決においては、契約の不存在及び契約上の義務の不存在の確認請求について、ブリュッセル条約 5 条 1 項に基づく義務履行地管轄を認めた。この点は、多くの学説も評価するところである。

以上、イギリスで先例とされる判決を概観した。Kleinwort 判決について、控訴院でも貴族院でも、ぎりぎりの多数決で判断が分かれていることが、この問題の難しさを表しているように思われる。

3 フランス

この問題に関して、フランスでの先例とされるのは、破毀院が1983年1月25日に下した判決²⁴⁾である。この事件の事実概要は以下の通りである。

フランス企業 X は、ドイツ企業 Y との間で、Y が有するドイツ特許に基づく速記術教育法のプログラム等を利用・販売する独占的権利を取得する契約を1970年10月に締結した。ところが、X によると、Y が許諾した速記術教育法は他人が特許権を有する教育法のコピーであるとして、1980年6月に X は Y に対して、フランスの裁判所で、契約目的物が違法であることを理由として、契約の無効および損害賠償を求めて訴えを提起した。Y はフランス裁判所の管轄権を争った²⁵⁾。1 審 2 審ともブリュッセル条約 5 条 1 項に基づくフランス裁判所の管轄を認めたため、Y が上告した。

破毀院は以下のような判断を下し、Y の上告を退けた。

「ブリュッセル条約 5 条 1 項は、契約関係事件においては、義務が履行されたか履行されるべき地で、契約の文言に照らして、不履行が問題とさ

24) Soc. I.S.I c. Soc. de promotion des Centres privé audiovisuels, RC 1983, 516.

25) Y の抗弁は、契約中に、「契約の解釈あるいは履行に関して訴訟が提起される場合には、被告住所地の裁判所のみが管轄権を有する」との文言があり、本件ではこれにしたがいドイツ裁判所に管轄がある、とするものであった。しかし、フランス裁判所は第 1 審から破毀院まで一貫して、本件訴訟で問題となっているのは、契約が無効であるか否かという点であり、契約の履行に関する訴訟ではないため、当該契約条項は適用されない、として、ブリュッセル条約 5 条 1 項の適用の有無のみを検討している。

れている義務が正確にはどのようなものであるかを考慮することなく、訴えられうる、とする。……ブリュッセル条約5条1項について欧州司法裁判所が解釈してきたところによれば、被告は、訴訟の基礎をなす義務が履行されたか履行されるべき地で訴えられるのであり、原審は、原告が契約の無効を主張する根拠とするYの契約上の義務はパリで履行されるべきものであった、とし、この原審の判断は支持される。」

このようにフランス破毀院は、契約の無効が問題となっている場合、無効確認の対象となっている契約上の義務履行地に基づき、義務履行地管轄が発生することを認めた²⁶⁾。破毀院の示したこのような考え方は後に見るように学説からも支持されている。

4 学 説

それでは、ブリュッセル条約/ブリュッセルI規則にかかる学説において、契約の無効や契約の不存在が訴訟で争われている場合、義務履行地管轄が発生するか否かにつき、どのように考えられているだろうか。

フランスでは、例えば、Huet は、契約の有効性が争われる場合、その訴訟は常に契約関係事件であると言える、と指摘する²⁷⁾。また、Gaudemet-Tallon は、契約の有効性や存在が主たる争点である場合は、契約関係事件としてブリュッセル条約/ブリュッセルI規則5条1項の義務履行地管轄を認めることで被告の側の訴訟遅延行為を防ぐことができるとする²⁸⁾。その上で、契約の無効や不存在が確認された後の結果について、確かに既に契約が無効、あるいは不存在であると判断された後に、その判断の帰結が問題とされる場合には、それはすでに契約関係事件とはいえないとしつつ、契約の無効や不存在を判断した裁判所に、その判断の帰結についての管轄がないとされると、実務上の困難が生じるため、この場合にも5条1

26) この破毀院の見解は、2000年6月27日破毀院判決(RC 2001, 153)でも踏襲されている。

27) A. Huet, note sous Paris, 29 janv. 1981, RC 1982, 383.

28) Gaudemet-Tallon, *supra* note17, p. 173.

項に基づく管轄を認めるべきであるとする²⁹⁾。また、この見解は、契約債務準拠法にかかる EU 規則（ローマ I 規則）³⁰⁾ 12条が、契約の無効の帰結についても契約準拠法が統一的に適用される、と規定することとも平仄が合うとする³¹⁾。

ドイツでは、契約の存在自体が争われている場合でも、当然ブリュッセル条約／ブリュッセル I 規則 5 条 1 項に基づく義務履行地管轄が発生すると考える見解が主流である³²⁾。その理由は、被告が契約の存在を争うことのみによって義務履行地管轄を免れることを防ぐためであるとされる³³⁾。また、契約の不存在あるいは無効に基づく不当利得返還請求についても、契約関係と性質決定されるべきとするのも多数説の立場である³⁴⁾。理由としては、1 つには、フランスの学説も指摘するように、このように考えることがローマ I 規則 12 条と平仄が合うこと、また、Kleinwort 判決のように契約の無効に基づく不当利得返還請求について義務履行地管轄を認めないとするのは、契約の無効を判断する裁判所と、その無効の効果を判断する裁判所とで管轄が分断される事を意味し、適当でない、といった点が指摘される³⁵⁾。

29) *Id.*, p. 174.

30) 契約債務の準拠法に関する 2008 年 6 月 17 日欧州議会及び理事会規則 (EC) (No. 593/2008)。

31) Gaudemet-Tallon, *supra* note 17, p. 174. ローマ I 規則 12 条 1 項は以下の様に規定する。

「1. 本規則により契約に適用される法は、特に次の事項を規律する。

(a) 解釈

(b) 履行

(c) 手続法により裁判所に与えられた権限の限界内で、全部又は一部の債務不履行の効果（法規で規定される場合に限り損害額算定を含む）

(d) 様々な債務の消滅態様、時効及び出訴制限

(e) 契約無効の効果」

32) Raucher/Leible, *EuZPR*² (2006) Art 5 Brüssel I-VO Rn22, Martiny, FS Geimer, s. 656.

33) Raucher/Leible, *EuZPR*² (2006) Art 5 Brüssel I-VO Rn22.

34) Raucher/Leible, *EuZPR*² (2006) Art 5 Brüssel I-VO Rn30, Nagel-Gottwald, *IZPR*, 6. Aufl., 2007, § 3 Rn.41, Kropholler-von Hein, *EuZPR*, 9. Aufl., 2011, Art. 5 Rn. 8 und 15.

35) Raucher/Leible, *EuZPR*² (2006) Art 5 Brüssel I-VO Rn30, Magnus/Mankowski/*Mankowski, Brussels I Regulation* (2nd ed. 2012), Art. 5, Rn42-45.

イギリスにおいては、Kleinwort 判決の多数意見を批判する立場から様々な問題点が指摘されている。たとえば、貴族院の多数意見は訴訟で請求されている義務が契約上のものでなければならないと考え、不当利得の返還義務は契約債務ではないためブリュッセル条約5条1項が適用されないと考えた、しかし、当事者が有効な契約関係を構築しようとしていた場合には5条1項が適用されることは当事者も織り込み済みである、

また、たとえば、契約の履行が求められていたが当該契約が無効であると本案審理で判明したときに、受訴裁判所が契約の無効に基づき当事者に救済を与える判断をすることができないのは望ましいことではなく、特に、消費者契約において、当該契約が無効であった場合にすでに支払った代金や保証金の返還を求めようとする場合に、消費者契約管轄がつかえないこととなり、ブリュッセルI規則の目的に反する、との指摘がある³⁶⁾。また、同じく多数意見を批判する立場から、多数意見はブリュッセル条約/ブリュッセルI規則の解釈上、5条は2条の被告住所地管轄を排除する性質を有する以上、5条の適用は制限的に解釈されなければならない、という考え方から正当化できる、とするものの、多数意見のアプローチは、無効な契約に基づく請求と、取り消しうるか履行不能な契約に基づく請求とを区別することを要求し、このような区別は法制度ごとに異なるものであるため、ブリュッセルI規則の統一的な適用を妨げる原因となる、

多数意見によれば契約が本案審理において無効と確認されたときに、その後の審理を義務履行地裁判所で続けることができないが、少数意見によれば、契約無効の確認をした裁判所が無効の結果についても管轄権を有するため、実務的に有用である、契約債務準拠法に関するローマI規則12条は、契約無効の効果は契約上のものであると性質決定しており、こ

36) Adrian Briggs, *Civil Jurisdiction and Judgments*, 5th ed. (2009), p. 221. Briggs は、さらに、Kleinwort 判決は事例判決と見るべきで契約の履行、取消、撤回、無効など、もしくは損害賠償を含む不履行に関する救済は全て5条1項の適用範囲とすべきであるとする。Adrian Briggs, 71 *British Yearbook of International Law* 435, at p. 454.

の立場と少数意見の立場は整合的である、とする³⁷⁾。もっとも、これらの指摘に対して、5条1項の適用対象となる請求は特定の契約上の義務に基づくものでなければならず、法律上存在していなかった仮定的な契約に基づき金銭の返還を求める請求について特定の契約上の義務に基づいているということは不可能である、不当利得の原則に基づき返還を求める請求は本来5条1項の対象外である³⁸⁾、として多数意見を支持する見解もある。

四 我が国への示唆

以上見たように、ヨーロッパにおいては、契約の無効や不存在に起因する請求について、義務履行地管轄を認めるべきか否かについて、一定の議論の蓄積が見られる。これらをふまえて、日本の改正民訴法における義務履行地管轄の解釈上、この問題をどのように考えるべきであろうか。

契約の不存在や無効が訴訟において争われていたり、無効を前提とした不当利得の返還が求められていたりする場合に義務履行地管轄を利用できるか否かという問題について、従来の判例のように証明レベルに関する客観的事実関係証明説を利用することで解決が与えられることはない。上で触れた東京地判平成16年10月25日や、東京地判平成21年11月17日は契約の存在自体が訴訟の争点となっている場合に、契約の存在につき客観的な事実関係が証明されれば、義務履行地管轄を認めるとする。しかし、そこには、いかなる請求が義務履行地管轄の対象となり得るのか、という視点が欠けている。さらに、そもそも義務履行地に関して客観的事実関係を証明する、ということが何を意味するのか不明である³⁹⁾。契約が締結されたこ

37) Jonathan Hill, Adeline Chong, *International Commercial Disputes*, 4th ed. (2010), p. 140.

38) Dicey, Morris and Collins, *Conflict of Laws* 14th ed. (2006) p. 408; Stephen G. A. Pittel, Case and Comment, 57 *Cambridge L.J.* 1, at20.

39) 中西前掲注(5)リマークス165頁, 同前掲注(5)平成22年重判362頁。

とを示す客観的事実が、たとえば契約書等の書証によって証明されるとする⁴⁰⁾、大阪地判平成4年1月24日のように、客観的な事実としては契約が成立しているかのように見えるが、当事者全員が当該契約が架空のものであることを承知しており、主観的な有効性要件を欠く場合、義務履行地管轄を発生させるための契約は存在していることになるのだろうか。また、客観的には契約の存在が明らかに証明され得ても法律上当該契約が無効であることが明らかである場合はどうなるのであろうか。契約の場合、どのような事実があれば契約が有効に成立するのかが契約準拠法を離れて判断不可能である⁴¹⁾。契約締結地の管轄ではなく、義務履行地管轄である以上、管轄レベルで要求される客観的事実の存在が法廷地と事件との関連性を何ら説明しないことに鑑みれば⁴²⁾、義務履行地管轄を認めるために契約締結の客観的事実を完全に証明させることが妥当か、かなり疑わしいと言わざるを得ない。義務履行地管轄を認める趣旨は、契約と密接に関連する当該契約の主たる債務の履行地で、当該契約にかかる紛争を集中して審理することにあると考える私見の立場⁴³⁾からは、契約の存在については、原告の請求に有理性があると認められる程度に証明されていれば足り、どういう請求について義務履行地管轄を認めるべきか、という本来検討されるべき問題に軸足を移すべきと思われる。

まず、契約の不存在が争われている場合、改正民事訴訟法3条の3第1号に基づき義務履行地管轄は発生するだろうか。この点、法制審議会での議論が始まる前に公表された国際裁判管轄研究会による「国際裁判管轄研究会報告書」によれば、契約の成立に係る訴えも義務履行地管轄の対象と

40) 古田前掲注(5)137頁。

41) 中西前掲注(5)平成22年重判363頁。

42) この点、不法行為管轄については、不法行為とされる何らかの行為があったことや、それに基づいて損害が生じたことを証明することにより、まさに日本が管轄発生原因となる不法行為地であるか否かを間接的に証明することとなるため、客観的事実関係証明説の意義も理解できないわけではない。

43) 拙稿「国際契約の法的規律における履行地の意義(2・完)」阪大法学49巻6号91頁。

するのが相当であるとされる⁴⁴⁾。その理由として、仲裁廷が仲裁合意の存否又は効力について判断することができることとされ、仲裁合意の成否につき争いがあっても一応有効なものとして扱っていることと平仄を合わせると、契約の成否が問題となっても一応有効なものとして義務履行地管轄を認めるべきである、契約に関係する請求権に関する訴えに限定し、さらに履行に関する訴えに限定するのは規律として細かすぎる、といった点が指摘される。このように解さなければ、被告が単に契約の存在を争うことのみで義務履行地管轄の発生を阻止することができ、実質的に義務履行地管轄の発生する余地が極端に狭まってしまおうであろう⁴⁵⁾。

次に、1983年のフランス破毀院判決におけるように、契約の無効確認が求められている場合、あるいは、イギリスの Boss 判決のように、契約の無効に基づく債務の消極の確認が求められている場合、改正民事訴訟法 3 条の 3 第 1 号に基づく義務履行地管轄は認められるだろうか。条文上は、契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え、契約上の債務に関して行われた事務管理もしくは生じた不当利得にかかる請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求、その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え、についてのみ義務履行地管轄が認められることとなっている。契約の無効確認や債務の消極の確認については、「その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え」に当たるか否かが問題となる。この点、文言上、義務履行地管轄を債務の履行や金銭の給付請求のみに限定するという制限的解釈を取る必要はないと考える。上で見たように、契約の成否が争われている場合であっても、仲裁合意や管轄合意が一応有効なものとして扱われることと整合性が取れること⁴⁶⁾、また、私見の立場からは、上述したように、義務履行地管轄には、契約に関する訴訟を契約がもっとも密接に関連している場所に集約させる機能があると考えられ、

44) 国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会報告書（2）」NBL884号64-65頁。

45) 中野前掲注(2)25頁。

46) 国際裁判管轄研究会前掲注(44)64-65頁，中野前掲注(2)25頁。

契約の無効や債務の消極的確認が争われている場合でもそれは妥当すると考えられるからである。さらに、契約に基づく履行が請求されている場合に、被告が抗弁として契約の無効を主張する場合と、はじめから契約の無効が主たる争点となっている場合とで、義務履行地発生の可否が異なるのは不自然であるように思われる。

次に Kleinwort 判決のような事件が日本の裁判所に提起された場合を考えてみよう。A国法人Yと日本法人Xとの間で締結された契約が無効であることが日本の裁判所で確認された後に、XがYに対して、既に支払った金銭の返還を求めて日本の裁判所に訴えを提起したとしたら、義務履行地管轄をどのように考えるべきであろうか。この場合、確かに、イギリスで貴族院が判断したように、契約の無効が裁判所で確認されている以上、契約の不存在は明らかであり、「契約上の債務に関して……生じた不当利得に係る請求」とはいえないとすることは可能であるようにも思われる。しかし、契約の無効確認請求についても義務履行地管轄を認めるとする私見の立場からは、ヨーロッパで Kleinwort 判決多数意見への批判として主張されているように、無効の確認をした裁判所で無効の効果である不当利得返還請求について管轄を認められないということになると、実務上も問題であろう。さらに、義務履行地管轄の対象を単に契約関係事件とするブリュッセル条約・ブリュッセルI規則とは異なり、改正民事訴訟法3条の3第1号は不当利得返還請求について義務履行地管轄を認めると明文で規定しており、無効がすでに確認されているか、訴訟の中で確認されるか、あるいは契約は有効であるが不当利得の返還を求めるかによって、結果は異ならないと考えるべきではないだろうか。

五 おわりに

以上、契約の無効や不存在が問題となっている場合に、改正民事訴訟法3条の3第1号に基づき義務履行地管轄が認められるべきか否か、という

問題について、ヨーロッパにおける議論、判例を取り上げ、紹介しつつ、解釈を試みた。私見では、契約に関連して請求がなされている場合、その契約の成否が問題となっても、無効が問題となっても、さらにすでに無効が確認された契約であったとしても、義務履行地での集中的な管轄が望ましいと考えるため、義務履行地管轄は発生すべきと考える。義務履行地管轄が認められるとして、いかなる義務につき管轄が発生するかについての議論は、改正民事訴訟法が問題とされる契約上の債務につき管轄を認めると明文の規定を置いたことでほぼ解消されたように思われる⁴⁷⁾。義務履行地管轄について、改正民事訴訟法は、これまでの学説の通説や判例とも異なり、また比較法的にも珍しい内容の規定を置くこととなった。今後、この管轄をめぐる学説や判例がどのように展開されていくのか、注意深く見守る必要があるだろう。

* 渡辺惺之先生には、大学院入学以降、これまで多くのご指導を頂きまして、本当にありがとうございました。内容は極めて不十分なものではありませんが、修士論文のテーマとして先生からご示唆いただいた「義務履行地管轄」に関して、検討できていなかった点についての小稿を献呈させていただくことで、先生への感謝の気持ちとさせていただきますと思います。

47) 但し、本稿の目的からは離れるが、債務不履行に基づき不当利得の返還を請求する場合、「当該債務」は、不履行された債務なのか、すでに履行され不当利得の対象となっている債務なのかは議論の余地がある。この点、不履行された債務とする見解として Andrew Dickinson, "Restitution and the conflict of laws", [1996] LMCLQ 556, at pp. 559-561, 伊藤理・古田啓昌「3 契約上の債務に関する訴え等の管轄権」別冊 NBL 138号新しい国際裁判管轄法制 実務家の視点から（2012年）41頁。